

## 埼玉県働くがん患者のためのワンストップ相談事業実施要綱

### 1 趣旨

働くがん患者を対象として、がん罹患による治療や就労、経済や生活の問題などの相談窓口を同時に設け、相談者が抱える様々な悩みや困りごとについてワンストップで対応できる相談会を実施することにより、がん患者の治療と仕事の両立を支援する。

本事業は、埼玉県受託医療機関の従事者により実施し、独立行政法人労働者健康安全機構埼玉県産業保健総合支援センター（以下「産業保健総合支援センター」という。）の協力を得るものとする。

### 2 対象者

埼玉県内に在住又は在勤する就労中のがん患者（休職中の方も含む。）

### 3 開催日

月2回開催するものとする。

相談日は、産業保健総合支援センター、県内のがん診療連携拠点病院及び、がん診療指定病院と協議して別に定めるものとする。

### 4 実施場所

別途県が指定する場所で対面により実施する。

### 5 実施時間

実施時間は18:00～21:00とする。

実施時間には、相談開始前打ち合わせ、記録記載時間及び相談終了後のミーティングに係る時間も含むものとする。

### 6 相談従事者及び相談方法

相談従事者は次のとおりとし、相談内容等に応じて、複数の相談従事者で相談に対応するものとする。

- (1) 県内のがん診療連携拠点病院、がん診療指定病院に勤務する看護師、医療ソーシャルワーカー
- (2) 産業保健総合支援センター「両立支援促進員」

### 7 事業内容

#### (1) 相談事業の趣旨等

- ・相談者が抱える悩みや困りごとについて、問題を整理し、それぞれの悩みや困りごとに対処できるよう情報提供（各種支援機関の案内も含む。）や助言を行う。
- ・相談時間は、相談事項ごとに記録も含めおおむね45分以内を目安とする。
- ・相談の結果、職場との調整が必要であり相談者の希望がある場合は、両立支援促進員がその後も継続して対応する。

## (2) 相談事業の運営

### ア 相談の予約受付

県は、相談を希望する者からの電話、メール等により事前の相談予約受付を行う。  
予約時に確認する事項は、別表のとおりとする。

事前予約をしないで当日相談に来た者に対しては、当日の相談予約状況などを踏まえて対応が可能な範囲で相談を受け付けるものとする。

### イ 相談担当者への連絡

県は、相談日2日前にメールにて相談予約状況を相談従事者へ連絡するものとする。  
相談予約状況には個人情報を含めないものとする。

### ウ 相談当日の運営管理

県は、相談日当日に以下の業務を行う。

- ・会場の設営準備及び後片付け
- ・相談開始前の事前打合せの進行
- ・相談者の案内  
予約なしの相談者の相談内容などの確認及び適切な相談窓口への誘導
- ・相談事業に必要な図書類等の資料や事務用品等の用意  
各ブースに1台パソコンを設置（インターネットに接続・プリンタなし）
- ・受付表及びアンケートの管理
- ・相談従事者が記載した相談記録の回収及び管理

### エ 相談開始前打ち合わせ

県と相談従事者は、当日の予約状況（当日キャンセルの有無や配慮すべき相談者の有無なども含む。）を確認し情報の共有を行う。

### オ 相談の対応及び記録作成

相談従事者は、相談に対応し、相談内容を別に定める相談記録に記載する。

相談従事者は県作成の名札（例：ワンストップ相談スタッフ 看護師）を着用する。原則として相談者に名乗るのは職種名までとする。

### カ 相談終了後のミーティング

県と相談従事者は相談終了後、相談状況を共有し今後の改善点などについて意見交換を行う。

### キ アンケートの実施

県は相談者にアンケートへの回答を依頼し、アンケート結果を本事業の運営に役立てるものとする。

### ク 守秘義務について

この相談に従事する者は、相談上知り得た秘密を漏らしてはならない。この守秘義務については、この業務終了後も同様とする。

相談従事者は、相談者に個人の連絡先などは伝えないこととする。また、本事業終了後に個人的に相談に応じることは行わないこととする。

## 8 その他

- (1) 本要綱に定める相談会については、必要に応じ、別紙に定める電話・オンライン相談による形式で実施できるものとする。
- (2) その他、この要綱に定める以外の必要な事項は、県が関係者と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 予約時に確認する事項

- ・性別
- ・年代
- ・住所地（市区町村まで）
- ・この相談会を何で知ったか
- ・診断名
- ・治療の状況
  - ①治療開始前
  - ②治療中
  - ③経過観察中
- ・現在の就労状況（就労中・休職中）
- ・相談したい事項
  - ①病気や治療に関すること。
  - ②症状や副作用に関すること。
  - ③仕事に関すること。
  - ④経済面に関すること。
  - ⑤医療従事者との関係
  - ⑥経験者の話を聞きたい。
  - ⑦その他

## 別紙

### 埼玉県働くがん患者のためのワンストップ相談事業 電話・オンライン相談実施手順

#### 1 目的

要綱8(1)に規定する電話・オンライン相談を実施するに当たり、以下のとおり必要な事項を定めるものとする。

#### 2 対象者

埼玉県内に在住又は在勤する就労中のがん患者（休職中の方も含む。）

#### 3 開催日

月2回開催するものとする。

#### 4 実施場所

各相談従事者の勤務場所等

#### 5 実施時間

実施時間は18:00～21:00とする。

実施時間は、相談開始前の打ち合わせ、相談終了後の報告に係る時間も含むものとする。

#### 6 相談従事者及び相談方法

相談従事者は次のとおりとし、相談内容等に応じて、複数の相談従事者で相談に対応するものとする。

- (1) 県内のがん診療連携拠点病院、がん診療指定病院に勤務する看護師、医療ソーシャルワーカー
- (2) 産業保健総合支援センター「両立支援促進員」

#### 7 事業内容

##### (1) 相談事業の趣旨等

- ・相談者が抱える悩みや困りごとについて、問題を整理し、それぞれの悩みや困りごとに対処できるよう情報提供（各種支援機関の案内も含む。）や助言を行う。
- ・相談時間は、相談事項ごとにおおむね30分を目安とする。
- ・相談の結果、職場との調整が必要であり相談者の希望がある場合は、両立支援促進員がその後も継続して対応する。

##### (2) 相談事業の運営

###### ア 相談の予約受付

県は、相談を希望する者からの電話、メール等により事前の相談予約受付を行う。

事前予約をしないで当日連絡してきた者に対しては、当日の相談予約状況など

を踏まえて対応が可能な範囲で相談を受け付けるものとする。

イ 相談担当者への連絡

県は、相談日2日前にメールにて相談予約状況を相談従事者へ連絡するものとする。

ウ 相談当日、相談開始前の打ち合わせ

相談開始前に、県は相談従事者に電話をし、当日の予約状況を確認し情報の共有を行う。

エ 相談の対応及び記録作成

相談開始時刻になったら、相談従事者が相談者に電話をし、相談に対応する。

相談内容は別に定める相談記録に記載するものとする。

なお、予約がなかったとしても、急な相談にも対応できるよう、相談従事者は相談に対応できる状態で待機する。

オ 相談終了後の報告

相談終了後、県が相談従事者に電話をし、相談状況の共有を行う。

相談従事者は相談記録を県宛てに提出する。

カ 守秘義務について

この相談に従事する者は、相談上知り得た秘密を漏らしてはならない。この守秘義務については、この業務終了後も同様とする。

相談従事者は、相談者に個人の連絡先などは伝えないこととする。また、本事業終了後に個人的に相談に応じることは行わないこととする。